

令和 7 年第 9 回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 1 時 4 5 分から午後 2 時 4 0 分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎 4 階 第 2 会議室

3. 出席委員 （20 人）

会 長	20 番	谷 則男
委 員	1 番	岡本 三枝子
	2 番	中村 貴子
	3 番	北澤 良祐
	4 番	菊岡 祐一
	5 番	奥村 郁雄
	6 番	稲田 正文
	7 番	田村 勝美
	8 番	小出 正和
	9 番	阪部 幸弘
	10 番	森澤 明
	11 番	太田 健市
	12 番	中川 善宏
	13 番	中村 安秀
	14 番	奥 哲郎
	15 番	森島 孝司
	16 番	吉田 真己
	17 番	畑中 恭伸
	18 番	新井 泉次
	19 番	木村 正樹

4. 欠席委員 （ 0 人）

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 26 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 議案 第 27 号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 7 議案 第 28 号 非農地証明交付申請の承認について

日 程 第 8 報告 第 23 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員 14 名中 14 名、推進委員 6 名中 6 名の出席です。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和 7 年第 9 回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第 1、会期決定の件は、本日 1 日とします。 日程第 2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、19 番木村委員、1 番岡本委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。 日程第 3、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号 14 番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号 14 番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●●●、木津川市木津 ●● ●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●●です。 権利の種類は 3 条の有償移転です。 資料 1 に位置図を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。

会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は国道２４号線沿いの残地となっており譲渡人は管理困難のため、譲受人は譲り受けた後は管理していくとされており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１４番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号１５番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１５番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は静岡県浜松市 ●● ●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は家族でトマトハウス栽培もされており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。

事 務 局	受付番号１５番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号１６番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１６番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●●●●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料３に位置図を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は農地所有適格化法人であるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１６番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第４、議案第２５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号５番と６番について事務局から説明をお願いします。 受付番号５番と６番については、同一譲受人のため取りまとめて説明します。 受付番号５番について説明します。
事 務 局	

土地の所在は城陽市寺田
地目は田、面積は合計で1, 377平方メートル
譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号6番について説明します。

土地の所在は城陽市寺田
地目は田、面積は合計で954㎡
譲渡人は城陽市寺田 ●● ●です。

譲受人は大阪府枚方市 ●●●●●●●●です。
資料4に位置図等を添付しております。

転用目的は露天駐車場
転用理由は自社の工事用車両等の駐車場として利用するためです。

市街化調整区域、農業振興地域外、農用地区域外です。
現況は田、北側は道路、東側及び西側は田、南側は里道
雨水は自然浸透を基本とし南側に設置する側溝と浸透枳で排水されます。
汚水・生活雑排水は、発生しません。

南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、附近農地に被害のない様に計画図面のとおりに処理すること。
- ・排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおりに施行すること。
- ・転用地南側2箇所の取水口については水が漏れないようにキャップ止めをし、転用地西側に残る農地まで、配管、給水継手を使用して既設管の延長を行い、またその配管をさや管で保護工事をする。また、工事をする際は現地立会を行い当土地改良区の指示に従うこと。
- ・転用地西側の隣接耕作者が、従来通り耕作機械等が通行できるようにスロープ等確保すること。
- ・転用地南側に東西に布設している当土地改良区管理の既設管については、従来通り使用出来るように残し、工事の際は破損させないように十分注意すること。万一破損させた場合は当土地改良区の指示のもと早急に復旧すること。
- ・転用地南側の市有道路敷については、従来通り通行できるように残すこと。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・その他諸問題が生じた場合や農家組合と土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

農政課からは周辺農地に影響がないようご配慮願います。

	管理課からは進入路として申請地南側に存する里道を使用する場合は舗装及び里道端部の構造物について協議願います。 環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 文化・スポーツ推進課からは申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地下水主遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事实施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。との意見が付されております。 (局長より●●●●●●●●の経過報告書について説明)
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。国道と申請地の間に農地は残っておりますが、進入スロープを南西側にされており周辺にも影響がなく問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●委員	隣地との境界について、30センチメートル程度の盛土で大丈夫なのですか。
事 務 局	ブロックを3段にされて60センチメートルの高さとなっており、隣接農地に対して被害防止策は対応されております。
●●委員	ブロック壁がトラックの通過により倒壊しないか危惧されます。
事 務 局	可重圧がかからないような対策を講ずると聞いております。
会 長	他に質疑はありますか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

	全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第５、議案第２６号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約を上程し、受付番号３５番について事務局から説明をお願いします。 なお、当該案件は借り手が●●委員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。 ●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席) それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３５番について説明します。 本案件は平成２７年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●● 借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。
会長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	借り手の●●委員は城陽市の認定農業者としてお茶を中心に栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

事 務 局	案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室) 受付番号３６番について事務局から説明をお願いします。 受付番号３６番について説明します。 本案件は令和４年１０月１日から令和７年９月３０日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●● 借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は家族で茶栽培を中心に経営されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
事 務 局	受付番号３７番から３９番について事務局から説明をお願いします。 受付番号３７番から３９番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号３７番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市広野町 ●● ●●です。 受付番号３８番について説明します。

	本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号３９番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は井手町多賀西 ●● ●●です。 借り手はいずれも八幡市戸津 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●さんは八幡市の認定農業者であり、資料５のとおり認定農業者であることを証明する担い手認定書の提出を受けておりますので適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●委員	借り手の方は、何を中心として農業をされているのですか。
事 務 局	ネギと水稻を中心に農業をされている方です。
●●委員	水稻ならば農業機械の運搬もあり、非効率と思われますが城陽まできて農業されるのは何故なのですか。
事 務 局	八幡市では大規模な開発があり、農業を行う経営面積が減ってきているためです。
●●委員	借り手の人物を良く知っているので、何か問題があれば私から指導を行います。
会 長	他に質疑はありますか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

	受付番号３８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
会 長	日程第６、議案第２７号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し、受付番号１番と２番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１番と２番については同一特例農地のため取りまとめ説明します。 受付番号１番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市上津屋 ● ●●です。 受付番号２番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市上津屋 ● ●です。 資料６に位置図を添付しております。
会 長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は田および茶畑であり適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので採決に入ります。 受付番号１番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

	全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 受付番号 2 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 受付番号 3 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 3 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市枇杷庄 ● ●●です。 資料 7 に位置図を添付しております。
会 長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地はイチジクおよび水稻を栽培されて、適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので採決に入ります。 受付番号 3 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 受付番号 4 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 4 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市水主 ●● ●●です。 資料 8 に位置図を添付しております。
会 長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。申請地は水稻を栽培されて、適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので採決に入ります。 受付番号4番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 受付番号5番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号5番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市観音堂 ●● ●●です。 資料9に位置図を添付しております。
会 長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は桃、柿および梅を栽培されて、適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので採決に入ります。 受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 受付番号6番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号6番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市平川 ●● ●●です。 資料10に位置図を添付しております。
会 長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので採決に入ります。 受付番号6番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 日程第7、議案第28号 非農地証明交付申請の承認についてを上程し、受付番号2番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号2番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は京都市伏見区 ●● ● 当該地は市街化調整区域、農業振興地域外、農用地区域外です。 現況は雑種地、北側は宅地、西側は山林、東側及び南側は道路となっております。 非農地の事由は昭和20年頃から農業利用されておらず、隣接する住宅の庭及び広場として利用されていたためです。 資料11に位置図等を添付しております。
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は当時から農地として利用されており問題ないと考えます。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	税はどの様に課税されているのですか。
事 務 局	課税情報について確認しておりませんが、現況が雑種地であれば雑種地として課税されていると思います
会 長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 2 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。 日程第 8、報告第 2 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを専決しました。受付番号 3 9 番から 4 3 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 3 9 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号 4 0 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市神明 ●● ●●●です。 受付番号 4 1 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市神明 ●● ●●●です。 受付番号 4 2 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市神明 ●● ●●●です。 受付番号 4 3 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。

会 長	相続人は宇治市小倉町 ●● ●●です。 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第9回定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。
------------	---

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員